

ひばりヶ丘行政区生涯学習講座補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、ひばりヶ丘行政区生涯学習活動として条件を満たした講座に対し補助金を交付することを定め、交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第 2 条 この補助金は、生涯学習講座に要する費用を補助することにより、行政区における生涯学習活動の振興を図ることを目的とする。

(補助講座)

第 3 条 補助金の交付対象となる講座の内容（以下「補助講座」という。）は、次のものに限るものとする。

- (1) 区民生活に関する講座
- (2) 生活設計に関する講座
- (3) 消費生活に関する講座
- (4) 健康に関する講座
- (5) 趣味、教養に関する講座

(補助条件)

第 4 条 補助金の申請を行うことができる講座は、次の条件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 原則として、参加人数は 1 講座あたり 10 名以上であること。
- (2) 学習時間数は、年間 1 講座あたり 12 時間以上であること。
- (3) 講座の開設期間は、1 年とする。
- (4) 屋内で行う講座は、ひばりヶ丘ふれあいセンターを利用する。
(ただし、文化部長の許可があれば、この限りではない。)

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、講師謝礼、消耗品費、印刷製本費、通信費、施設（会場）使用料、物品の使用料、借上料とする。

(別紙「行政区生涯活動開催上の留意点」参照)

第 6 条 補助金の額は、区民総会前に文化部の話し合いで決定し、区民総会で承認を得るものとする。

(補助講座の審査・決定)

第 7 条 区民総会（毎年 3 月）で最終承認を得る前の 12 月までに区民に新年度からの講座開設希望を公募し、内容が第 3 条、第 4 条の条件に沿っているかの書類審査を文化部が行い、その後、区長面談を 1 月中に行う。審査決定後、希望者に一次結果を通知し、総会承認が得られた時点で確定し通知する。

(三好町生涯学習講座補助金を受ける講座は行政区補助金交付を辞退して頂

く。)

(交付申請の期日)

第8条 補助金の交付申請は、講座開催の2週間前までに行わなければならない。
窓口となる文化部はそれまでに補助講座開催者に申請書、並びに報告書提出要領を説明する。

(交付の方法)

第9条 補助金は交付申請書に基づき、役員会で文化部の説明のもと承認していただき、その後交付するものとする。また、実績報告にて交付された補助金額を満たす補助対象経費の執行がない場合には、補助金を速やかに返還していただく。

(実績報告の期日)

第10条 補助事業の実績報告は、補助事業完了後15日以内に提出しなければならない。年度末の3月20日頃までに報告書提出を済ませていただくものとする。

(補助金の事務担当者)

第11条 この補助事業における事務処理は文化部が行うものとする。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。